

第一章 総則（第一条—第五条）	第三章 株主（第六条—第五十条）	第四章 業務（第二十一条—第三十二条）	第五章 商工債（第三十三条—第三十八条）	第六章 子会社等（第三十九条・第四十条）	第七章 計算（第四十一条—第五十五条）	第八章 の二商工組合中央金庫電子決済等代行業（第六十条の二—第六十条の三）
第九章 雑則（第六十一条—第六十六条）	第十章 罰則（第六十七条—第七十七条）	第十一章 没収に関する手続等の特例（第七十一条）	八条第一項	十四	十五	十六

## 附則 第一章 総則

(目的)

第一条 株式会社商工組合中央金庫（以下本則において「商工組合中央金庫」という。）は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とする株式会社とする。  
 （営業所等）

第二条 商工組合中央金庫は、日本において支店その他他の営業所の設置、移転（本店の移転を含む）、種類の変更又は廃止をしようとするときは、主務省令で定める場合を除き、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

第三条 商工組合中央金庫は、外國において支店その他の営業所の設置、移転（本店の移転を含む）、種類の変更又は廃止をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 商工組合中央金庫は、外國において支店その他他の営業所の設置、種類の変更又は廃止をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

3 次に掲げる者は、商工組合中央金庫の業務の代理又は媒介を行うことができる。

一 中小企業等協同組合

二 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（以下「銀行」という。）

第四条 商工組合中央金庫は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第一百九十九条第一項に規定するその発行する株式又は同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権を引き受けける者の募集をしようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

（商号の使用制限）

第五条 商工組合中央金庫でない者は、その商号中に株式会社商工組合中央金庫という文字を使はなければならぬ。

## 三 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八八号）

十七号第二条に規定する長期信用銀行（以下「長期信用銀行」という。）

## 四 信用金庫

四 商工組合中央金庫は、前項各号に掲げる者との間で同項の代理又は媒介に係る契約を締結したときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

5 次に掲げる者は、商工組合中央金庫に対してその構成員（構成員が事業協同組合、事業協同小組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、内航海運組合、輸出組合又は輸入組合である場合には、その組合員を含む。）の負担する債務を保証し、又は商工組合中央金庫の委任を受けて当該保証に係る債権を取り立てることができるとする。

一 中小企業等協同組合

二 協業組合、商工組合又は商工組合連合会

三 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会

四 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合又は生活衛生同業組合連合会

五 内航海運組合又は内航海運組合連合会

六 輸出組合又は輸入組合

6 商工組合中央金庫は、自己の名義をもつて、他人にその業務を営ませてはならない。

（資本金の額）

7 第三条 商工組合中央金庫の資本金の額は、政令で定める額以上でなければならない。

前項の政令で定める額は、百億円を下回ってはならない。

8 第四条 商工組合中央金庫は、その資本金の額を増加しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

9 第五条 商工組合中央金庫は、その資本金の額を増加しようとするときは、主務大臣に届け出なければならない。

（株式）

10 第六条 商工組合中央金庫は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第一百九十九条第一項に規定するその発行する株式又は同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権を引き受けける者の募集をしようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

（商号の使用制限）

11 第七条 商工組合中央金庫でない者は、その商号中に株式会社商工組合中央金庫という文字を使はなければならぬ。

## 第二章 株主（議決権のある株式の株主の資格等）

第六条 商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫の株式（株主総会において決議をすることができない株式を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。以下この条において「商工組合中央金庫の株式」という。）を発行した場合又は同法第百十三条第四項に規定する自己株式（商工組合中央金庫の株式に限る。）を処分した場合において、商工組合中央金庫の株式の株主に係る株主名簿記載事項（同法第一百二十一条に規定する株主名簿記載事項をいう。）を株主名簿に記載し、又は記録するときは、次に掲げるもの以外のもの（以下「無資格者」という。）の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。

（議決権のない株式の株主の資格等）

九 輸出組合又は輸入組合（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が一億円以上の出資の総額とする法人又は常時百人（小売業者については五千万円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額を主たる事業とする者には出資の総額とする法人又は常時百人（小売業者については五十人、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三百人）以下の従業員を有する者については三百人）以下の従業員を使用する者である場合に限る。）

十 市街地再開発組合（直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業者については三億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人以上の従業員を使用する者については三億円）以下の従業員を有する者については三百人）以下の従業員を使用する事業者である場合に限る。）

十一 第二号から前号までに掲げる者であつて商工組合中央金庫の株式の株主であるものの直接又は間接の構成員

十二 第二号から前号までに掲げる者のほか、主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその直接又は間接の構成員の健全な発達を図るために必要な事業を行う団体並びに主として中小規模の事業者を構成員とする団体並びにそれらの直接又は間接の構成員であつて、政令で定めるもの

十三 商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫の株式を取得した無資格者（相続その他の一般承継により商工組合中央金庫の株式を取得したものを除く。）から、その氏名又は名称及び住所を受けたときは、その氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けたときは、その氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。

十四 商工組合中央金庫の株式の株主として株主名簿に記載され、又は記録されているものは、無資格者となつたときは、その有する商工組合中央金庫の株式の株主としての議決権を行使することができない。相続その他の一般承継により



等」という。)であつて商工組合中央金庫の議決権の保有者であるものが会社等集団(当該会社等及び当該会社等が他の会社等に係る議決権の過半数を保有していることその他の当該会社等と密接な関係を有する会社等として主務省令で定める会社等の集団をいう。以下この項において同じ。)に属し、かつ、当該会社等集団が当該会社等集団に属する全部の会社等の保有する商工組合中央金庫の議決権の数を合算した数(以下この号及び次号における「会社等集団保有議決権数」という。)が主要株主基準値以上の数である会社等集団(以下この号及び次号において「特定会社等集団」という。)である場合において、当該特定会社等集団に属する会社等のうちその貸借対照表上の資産の額が最も多い会社等が当該特定会社等集団に係る会社等集団保有議決権数

式を取得し、若しくは譲渡し、又は商工組合中央金庫の株主としての議決権その他の権利行使することを合意している場合における当該他の保有者（当該議決権の保有者が第二号又は第三号に掲げる会社等である場合においては当該会社等が属する会社等集団に属する当該会社等以外の会社等を、当該議決権の保有者が前号に掲げる個人である場合はにおいては当該個人がその議決権の過半数の保有者である会社等を除き、当該議決権の保有者と政令で定める特別な関係を有する者を含む。）の保有する商工組合中央金庫の議決権の数（当該共同保有者が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数）を合算した数（以下この号において「共同保有議決権数」という。）为主要株主基準値以上の数である者、共同保有議決権数を置かなければならぬ。

二  
前各号に掲げる者に準ずる者として主務省令で定める者、商工組合中央金庫に対する実質的な影響力を表すものとして主務省令で定めるところにより計算される数

六  
前条の規定は、前項各号の場合において同項各号に掲げる者が保有するものとみなされる議決権及び議決権の保有者が保有する議決権について準用する。

ては、執行役)は、商工組合中央金庫の經營管理を目的とする者で、執行役又は監査役は、商工組合中央金庫の取締役に対する会社法第三百三十一條第一項第三号(同法第三百三十五条第一項及び第四百二十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「この法律」とあるのは、「株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)、この法律」とする。

4 会社法第三百三十一條第二項のただし書(同法第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百三十二条第二項(同法第三百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第三百三十六条第二項及び第四百二条第五項ただし書の規定は、商工組合中央金庫については、適用しない。

(取締役等の兼職の制限)

**第二十条** 商工組合中央金庫の常務に従事する取締役(指名委員会等設置会社である場合にあっては、執行役)は、主務大臣の認可を受けた場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は事業を営んではならない。

2 主務大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、これを認可してはならない。

**第四章 業務**

(業務の範囲) 商工組合中央金庫は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 預金又は定期積金の受入れ

二 第六条第一項第一号から第十号まで及び第十二号に掲げるものの(同号に掲げるものについては、主として中小規模の事業者を構成員とする団体で政令で定めるものに限る。)で

三 業務の割引  
融資対象団体等の貿易の振興又は事業の合理化を図り、その共通の利益を増進するため必要な事業を行う法人（その直接又は間接の構成員である事業者が、主として融資対象団体等であるものに限る。）であつて、主務大臣の認可を受けたものは、前項第二号の規定の適用については、融資対象団体等とみなす。

四 商工組合中央金庫は、政令で定めるところにより、第一項第二号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、融資対象団体等以外のものであつて次に掲げるものに對して資金の貸付け又は手形の割引を當むことができる。

五 第六条第一項第二号から第十号まで及び第十二号に掲げるもの（同号に掲げるものにあつては、第一項第二号の政令で定めるものに限る。）であつて、商工組合中央金庫の株主並びにその子会社（融資対象団体等がその総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。）その他の融資対象団体等と主務大臣で定める特殊の關係のある者

六 融資対象団体等の貿易に係る取引の相手方である非居住者（本邦内に住所又は居所を有する自然人以外の者であつて、本邦内に主たる事務所を有する法人以外の者をいう。）

七 融資対象団体等の事業を承継する者  
銀行その他の金融機関

八 金融商品取引法第二十一条第八項に規定する有価証券関連業を當む者（金融商品仲介業者（同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）

第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。第三十九条第一項第二号の二において同じ。）を行ふ者に限る。）のうち主務省令で定めるものに該当する者を除く。）

八 國債、地方債若しくは政府保証債（以下この条において「國債等」という。）又は第三十三条の規定により発行する商工債の所有者（当該國債等又は商工債を担保として貸付けをする場合に限る。）

九 預金者及び定期積金の積金者（商工組合中央金庫が受け入れた顧客の預金又は定期積金を担保として貸付けをする場合に限る。）

九 預金者及び定期積金の積金者（商工組合中央金庫が受け入れた顧客の預金又は定期積金を担保として貸付けをする場合に限る。）

九 預金者及び定期積金の積金者（商工組合中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。）

一 債務の保証又は手形の引受け

二 有価証券（第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第六号及び第八号において同じ。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもつてするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）

三 国債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

五 金銭債権（譲渡性預金証書その他の主務省令で定める証書をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡

六 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金額をもつて金銭債権（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。）又は金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。以下この号において同じ。）その他特定社債に準ずる有価証券として主務省令で定めるもの（以下この号において主務省令で定めるもの（以下この号において同じ。）の引受け（売出しの目的をもつてするものに限る。以下この号において同じ。）その他の債券の募集又は管

て「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い（当該国債等又は商工債を担保として貸付けをする場合に限る。）

八 有価証券の私募の取扱い

九 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

七 短期社債等の取得又は譲渡

八 有価証券の私募の取扱い

九 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

十 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により當む担保付社債に関する信託業務

十一 銀行その他の主務大臣の定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行法第二条第二項に規定する銀行業を営む者（銀行、長期信用銀行その他主務省令で定める金融機関を除く。）を除く。）の業務の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）

十二 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

十三 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

十四 振替業

十五 両替

十六 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて主務省令で定めるもののうち、第五号に掲げる業務に該当するもの以外のもの

十七 デリバティブ取引（主務省令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理

十八 金利、通貨の価格、商品の価格、算定期量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成二十六年法律第二百四十八条）第六十六条第一号）第五十四条の四第一項に規定する短期債

十九 有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該指標の数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの（第五号及び第十六号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十九 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十七号に掲げる業務に該当するもの及び主務省令で定めるものを除く。）

二十 有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該指標の数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの（第五号及び第十六号に掲げる業務に該当するものを除く。）

二十一 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

二十二 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

二十三 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

二十四 振替業

二十五 両替

二十六 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて主務省令で定めるもののうち、第五号に掲げる業務に該当するもの以外のもの

二十七 デリバティブ取引（主務省令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理

二十八 金利、通貨の価格、商品の価格、算定期量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成二十六年法律第二百四十八条）第六十六条第一号）第五十四条の四第一項に規定する短期債

二十九 保険業法（平成七年法律第一百五号）第六百一十二条の十第一項に規定する短期社債

三十 短期社債

三十一 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債

三十二 有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該指標の数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの（第五号及び第十六号に掲げる業務に該当するものを除く。）

三十三 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に規定する行為を行う業務（第四項の規定により當む業務を除く。）

二十一 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

二十二 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

二十三 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

二十四 振替業

二十五 両替

二十六 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて主務省令で定めるもののうち、第五号に掲げる業務に該当するもの以外のもの

二十七 デリバティブ取引（主務省令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理

二十八 金利、通貨の価格、商品の価格、算定期量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成二十六年法律第二百四十八条）第六十六条第一号）第五十四条の四第一項に規定する短期債

二十九 保険業法（平成七年法律第一百五号）第六百一十二条の十第一項に規定する短期社債

三十 短期社債

三十一 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債

三十二 有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該指標の数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの（第五号及び第十六号に掲げる業務に該当するものを除く。）

三十三 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に規定する行為を行う業務（第四項の規定により當む業務を除く。）

二十一 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

二十二 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

二十三 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

二十四 振替業

二十五 両替

二十六 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて主務省令で定めるもののうち、第五号に掲げる業務に該当するもの以外のもの

二十七 デリバティブ取引（主務省令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理

二十八 金利、通貨の価格、商品の価格、算定期量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成二十六年法律第二百四十八条）第六十六条第一号）第五十四条の四第一項に規定する短期債

二十九 保険業法（平成七年法律第一百五号）第六百一十二条の十第一項に規定する短期社債

三十 短期社債

三十一 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債

三十二 有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該指標の数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの（第五号及び第十六号に掲げる業務に該当するものを除く。）

三十三 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に規定する行為を行う業務（第四項の規定により當む業務を除く。）

二十一 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

二十二 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

二十三 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

二十四 振替業

二十五 両替

二十六 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて主務省令で定めるもののうち、第五号に掲げる業務に該当するもの以外のもの

二十七 デリバティブ取引（主務省令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理

二十八 金利、通貨の価格、商品の価格、算定期量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成二十六年法律第二百四十八条）第六十六条第一号）第五十四条の四第一項に規定する短期債

二十九 保険業法（平成七年法律第一百五号）第六百一十二条の十第一項に規定する短期社債

三十 短期社債

三十一 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債

三十二 有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該指標の数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの（第五号及び第十六号に掲げる業務に該当するものを除く。）

三十三 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に規定する行為を行う業務（第四項の規定により當む業務を除く。）

二十一 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

二十二 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

二十三 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

二十四 振替業

二十五 両替

二十六 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて主務省令で定めるもののうち、第五号に掲げる業務に該当するもの以外のもの

二十七 デリバティブ取引（主務省令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理

二十八 金利、通貨の価格、商品の価格、算定期量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成二十六年法律第二百四十八条）第六十六条第一号）第五十四条の四第一項に規定する短期債

二十九 保険業法（平成七年法律第一百五号）第六百一十二条の十第一項に規定する短期社債

三十 短期社債

三十一 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債

三十二 有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該指標の数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの（第五号及び第十六号に掲げる業務に該当するものを除く。）

三十三 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に規定する行為を行う業務（第四項の規定により當む業務を除く。）



の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）」と、同法第三十七条の四及び第三十七条の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは政令で定める。

（取締役等に対する信用の供与）

**第三十条** 商工組合中央金庫の取締役又は執行役が商工組合中央金庫から信用の供与を受ける場合においては、その条件が、商工組合中央金庫の信用の供与の通常の条件に照らして、商工組合中央金庫に不利益を与えるものであつてはならぬい。

2 商工組合中央金庫の取締役又は執行役が商工組合中央金庫から信用の供与を受ける場合における会社法第三百六十五条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三百五十六条第一項の規定及び同法第四百十九条第一項において準用する同法第三百五十六条第一項の規定による取締役会の承認に対する同法第三百六十九条第一項の規定の適用については、同項中「その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）」とあるのは、「その三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）」以上に当たる多數」とする。

（休日及び営業時間）

**第三十一条** 商工組合中央金庫の休日は、日曜日その他政令で定める日に限る。

2 商工組合中央金庫の営業時間は、金融取引の状況等を勘案して主務省令で定める。

（臨時休業等）

**第三十二条** 商工組合中央金庫は、主務省令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由によりその営業所において臨時にその業務の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を、理由を付して主務大臣に届け出るとともに、公告し、かつ、主務省令で定めるところに

**(休日及び営業時間)**

**第三十一条** 商工組合中央金庫の休日は、日曜日その他政令で定める日に限る。

**2** 商工組合中央金庫の営業時間は、金融取引の状況等を勘案して主務省令で定める。  
(臨時休業等)

**第三十二条** 商工組合中央金庫は、主務省令で定

より、当該営業所の店頭に掲示しなければならない。商工組合中央金庫が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫の無人の営業所において臨時にその業務の全部又は一部を休止する場合その他の中務省令で定める場合については、同項の規定による公告は、することを要しない。

## 第五章 商工債

(商工債の発行)

**第三十三条** 商工組合中央金庫は、資本金及び準備金(準備金として政令で定めるものをいう)の合計金額の三十倍に相当する金額を限度として、商工債を発行することができる。

(商工債の借換発行の場合の特例)

**第三十四条** 商工組合中央金庫は、その発行した商工債の借換のため、一時前条に規定する限度を超えて商工債を発行することができる。

2 前項の規定により商工債を発行したときは、発行後一月以内にその商工債の金額に相当する額の発行済みの商工債を償還しなければならない。

(商工債発行の届出等)

**第三十五条** 商工組合中央金庫は、商工債を発行しようとするときは、その都度、その金額及び条件をあらかじめ主務大臣に届け出なければならない。

2 会社法第七百二条の規定は、商工組合中央金庫が商工債を発行する場合には、適用しない。

(商工債の発行方法)

**第三十六条** 商工債の社債券を発行する場合には、当該社債券は、無記名式とする。ただし、応募者又は所有者の請求により記名式とすることができる。

2 商工組合中央金庫は、商工債を発行する場合においては、売出しの方法によることができる。この場合においては、売出期間を定めなければならない。

3 商工組合中央金庫は、売出しの方法により商工債を発行しようとするときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 商工組合中央金庫の商号
- 二 売出期間
- 三 商工債の総額
- 四 各商工債の金額

五 商工債の利率  
六 商工債の償還の方法及び期限  
七 数回に分けて商工債の払込みをさせるときは、その払込みの金額及び時期  
八 商工債発行の価額又はその最低価額  
九 社債、株式等の振替に関する法律の規定によりその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる商工債を発行しようとするときは、同法の適用がある旨  
四 商工組合中央金庫は、商工債を発行する場合においては、割引の方法によることができる。  
(商工債の消滅時効)  
**第三十七条** 商工債の消滅時効は、その権利行使することができる限り、元本については十五年、利子については五年で完成する。  
(通貨及証券模造取締法の準用)  
**第三十八条** 通貨及証券模造取締法(明治二十八年法律第二十八号)は、商工債の社債券の模造について準用する。  
**第六章 子会社等**  
(商工組合中央金庫の子会社の範囲等)  
**第三十九条** 商工組合中央金庫は、次に掲げる会社(以下この条において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。  
一 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第三項に規定する資金移動業者のうち、同条第二項に規定する資金移動業その他主務省令で定める業務を専ら営むもの  
二 金融商品取引業者のうち、有価証券関連業(金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。)のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号までに掲げる行為を行う業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券専門会社」という。)  
三 金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業(同条第十一項に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを業として行うものに限る。以下同じ。)のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券中介専門会社」という。)  
イ 金融商品取引法第二条第十一項第一号に掲げる行為  
ロ 金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三



3 第一項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、商工組合中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により商工組合中央金庫の子会社となる場合には、適用しない。ただし、商工組合中央金庫は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

4 商工組合中央金庫は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第六号まで又は第八号に掲げる会社（従属業務（第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項、第七項第一号及び第八項において同じ。）又は第二十一条第一項各号に掲げる業務に付随し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあっては、主として商工組合中央金庫の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。以下この条及び次条第四項において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、第六十一条の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

5 前項の規定は、認可対象会社が、商工組合中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により商工組合中央金庫の子会社となる場合には、適用しない。ただし、商工組合中央金庫は、その子会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

6 第四項の規定は、商工組合中央金庫が、その子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。

7 商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

第一項第六号又は第七号に掲げる会社（同項第六号の会社にあっては、主として商工組合中央金庫の営む業務のために従属業務を営む会社に限る。）を子会社としようとするときは、認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となつたとき。

8 第一項第六号又は第四項の場合において、会社が主として商工組合中央金庫、その子会社その他これらに類する者として主務省令で定めるもの又は商工組合中央金庫の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

9 商工組合中央金庫が第二十二条第七項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合における第一項第六号の規定の適用については、同号イ、ハ、ニ及びト中「商工組合中央金庫の信託子会社等が合算して、商工組合中央金庫又はその子会社」とあるのは、「商工組合中央金庫又はその信託子会社等が合算して、商工組合中央金庫の子会社」とする。

2 第四十三条 商工組合中央金庫又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権の百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

3 前項の規定は、商工組合中央金庫又はその子会社が、担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により、国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得する場合を除き、その超えて保有することとなる場合には、適用しない。ただし、商工組合中央金庫又はその子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。

4 商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

5 主務大臣は、前項の認可をするときは、認可対象会社を子会社とした日に商工組合中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて保有することとなるときは、認可をしてはならない。

6 前項の規定は、主務大臣は、商工組合中央金庫又はその子会社が、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、その超えて保有する部分の議決権は、商工組合中央金庫が取得し、又は保有するものとみなす。

7 前項の場合において、新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与する認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、商工組合中央金庫の子会社に該当しないものとみなす。

2 第四十四条 商工組合中央金庫は、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となつたときは、特別準備金の額を減少することができる。この場合においては、株主総会の決議により、次に掲げる事項を定めなければならない。

1 減少する特別準備金の額

2 前項第一号の額は、同項の株主総会の日における欠損の額として主務省令で定める方法により算定される額を超えてはならない。

3 第一項の規定により特別準備金の額を減少して、次に掲げる事項を定めなければならない。

1 特別準備金の額の減少がその効力を生ずる日

2 前項第一号の額は、同項の株主総会の日における欠損の額として主務省令で定める方法により算定される額を超えてはならない。

3 第一項の規定により特別準備金の額を減少して、次に掲げる事項を定めなければならない。

1 零を超えることとなつたときは、その超える部分の額に相当する金額により特別準備金の額が減少する前後の額に達するまで増加しなければならない。

行うことができるものに限る。）その他主務省令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、商工組合中央金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（主務省令で定める議決権を除く。）を含むものとする。

## 第七章 計算

（事業年度）

4 第四十五条 商工組合中央金庫の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。（資本準備金の額及び利益準備金の額）

5 第四十六条 商工組合中央金庫は、剩余金の配当をする場合には、会社法第四百四十五条第四項の規定にかかるらず、主務省令で定めるところにより、当該剩余金の配当により減少する剩余金の額に五分の一を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しなければならない。

6 第四十七条 商工組合中央金庫は、剩余金の計算上、特別準備金（商工組合中央金庫の自己に資するものとして、附則第五条第二項の規定により充てられたもの）の額を、資本金及び準備金の額の合計額に算入するものとする。

7 第四十八条 商工組合中央金庫は、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となつたときは、特別準備金の額を減少することができる。この場合においては、株主総会の決議により、次に掲げる事項を定めなければならない。

1 減少する特別準備金の額

2 前項第一号の額は、同項の株主総会の日における欠損の額として主務省令で定める方法によ

り算定される額を超えてはならない。

3 第一項の規定により特別準備金の額を減少して、次に掲げる事項を定めなければならない。

1 零を超えることとなつたときは、その超える部分の額に相当する金額により特別準備金の額が減少する前後の額に達するまで増加しなければならない。























(第一項第一号を除く。)の規定による支払を求める訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百七十三条第四項、第六項及び第九項第三号、第二百十三条第一項第一号並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と、同条第一項中「株式を有する株主」とあるのは、「株式を有する株主(株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号))」の施行の日(以下この条において「施行日」という。)から六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間。以下この項において同じ。)を経過していないときは、六箇月前から施行日まで引き続いて所属団体であつた者であつて、(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間。以下この項において同じ。)施行日から引き続いて株式を有する株主」と読み替えられるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

## (転換の効力の発生等)

**第十八条** 転換前の法人は、施行日に、転換後の法人となる。

3 転換前の法人は、施行日に、附則第四条第一項第二号及び第三号に掲げる事項についての定めに従い、同項第六号の株式の株主となる。  
(質権の効力)

**第十九条** 転換前の法人の出資者は、施行日に、附則第四条第一項第七号に掲げる事項により受け取るべき金銭等(金銭その他の財産をいう。以下(差押えの効力)の上に存在する。

**第二十条** 転換前の法人の出資の差押え(仮差押えを含む。)は、転換前の法人の所属団体が転換により受け取るべき金銭等にその効力を有する。

**第二十一条** 会社法第二百三十四条第一項(各号を除く。)から第五項まで、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、転換に際して所属団体に転換後の法人の株式を交付する場合において、交付しなければならない転換後の法人の株式の数に一株に満たない端数がある場合について準用する。この場合において

て、同法第二百三十四条第一項中「当該各号に定める者に当該株式会社」とあるのは、「株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)」の施行の日(以下この項において「施行日」という。)において所属団体であつた者であつて施行日から引き続いて株式を有する者に「法務省令」とあるのは、「主務省令」と読み替えるものとする。

## (転換計画実行の届出)

**第二十二条** 転換前の法人が附則第三条第一項の認可を受けた転換計画を実行したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

**第二十三条** 転換後の法人は、施行日後遅滞なく、附則第九条に規定する手続の経過その他の転換に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

**第二十四条** 転換後の法人は、施行日から六月間、前項の書面又は電磁的記録を本店に備え置かなければならぬ。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、転換後の法人の定めた費用を支払わなければならない。

**第二十五条** 転換後の法人の株主(うち政府以外のものをいう。)及び債権者は、転換後の法人に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、転換後の法人の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 第一項の書面の閲覧の請求

二 第一項の書面の贈本又は抄本の交付の請求

三 第一項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求

**第二十六条** 転換前の法人が転換をする場合において、転換前の法人の理事長、副理事長、理事又は監事が、附則第十条の規定による株式を引き受ける者の募集をするに当たり、転換後の法人の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の懲役若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

**第二十七条** 転換前の法人が転換をする場合において、転換前の法人の理事長、副理事長、理事又は監事が、附則第十条の規定による募集に係る株式の払込みを仮装するため預合いを行つときは、五年以下の懲役若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合いに応じた者も、同様とする。

2 前項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

**第二十八条** 転換前の法人の理事長、副理事長、理事又は監事が、附則第十条第三号に掲げる事項について、主務大臣に対して虚偽の申述を行ひ、又は事実を隠ぺいしたときは、三年以下の懲役若しくは三百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

**第二十九条** 転換前の法人の理事長、副理事長、理事若しくは監事又は転換後の法人の取締役、徴収若しくは監事であるときは、その職務を行うべき社員、監査役若しくは執行役は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。

**第三十条** 附則第三条から前条まで及び第三十六条に規定するもののほか、転換の認可の申請の方法その他転換に関し必要な事項は、政令で定める。

五 官庁に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

**第三十一条** 転換後の法人は、平成二十年十月一日から平成二十一年三月三十一日までの期間内に作成する印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)第十二条第一項に規定する預貯金通帳等につき同条の規定の適用を受けることができる。この場合において、同項中「当該承認の日以後最初に到来する四月一日から翌年三月三十一日まで」とあるのは、「平成二十年十月一日から平成二十一年三月三十一日まで」とする。

**第三十二条** 附則第二十四条第一項の規定により転換後の法人が受ける設立の登記については、財務省令で定めるところにより登記を受ける場合に、登録免許税(認可転換計画に定められた附則第四条第一項第七号に掲げる事項についての定めに従い転換前の法人の出資者に対する割り当てられた株式に対応する資本金の額に係る部分に限る。)を課さない。

2 転換に伴い転換後の法人が受ける登記又は登録で、転換前の法人が有する不動産の所有権又は商標権に係る権利者の名称の変更の登記又は登録及び転換前の法人を債権者とする担保権に

2 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十九号)第七十六条及び第七十八条の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の登記の申請書に添付すべき書類については、政令で定める。

(主務大臣等)

**第二十五条** 転換に関する事項については、第五十六条第二項及び第五項の規定にかかわらず、主務大臣及び主務省令は、それぞれ經濟産業大臣及び財務大臣並びに經濟産業省令・財務省令とする。

(罰則)

**第二十六条** 転換前の法人が転換をする場合において、転換前の法人の理事長、副理事長、理事又は監事が、附則第十条の規定による株式を引き受ける者の募集をするに当たり、転換後の法人の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の懲役若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

**第二十七条** 転換前の法人が転換をする場合において、転換前の法人の理事長、副理事長、理事又は監事が、附則第十条の規定による募集に係る株式の払込みを仮装するため預合いを行つときは、五年以下の懲役若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合いに応じた者も、同様とする。

2 前項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

**第二十八条** 転換前の法人の理事長、副理事長、理事又は監事が、附則第十条第三号に掲げる事項について、主務大臣に対して虚偽の申述を行ひ、又は事実を隠ぺいしたときは、三年以下の懲役若しくは三百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

**第二十九条** 転換前の法人の理事長、副理事長、理事若しくは監事又は転換後の法人の取締役、徴収若しくは監事であるときは、その職務を行うべき社員、監査役若しくは執行役は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。

**第三十条** 附則第三条から前条まで及び第三十六条に規定するもののほか、転換の認可の申請の方法その他転換に関し必要な事項は、政令で定める。

五 官庁に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

**第三十一条** 転換後の法人は、平成二十年十月一日から平成二十一年三月三十一日までの期間内に作成する印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)第十二条第一項に規定する預貯金通帳等につき同条の規定の適用を受けることができる。この場合において、同項中「当該承認の日以後最初に到来する四月一日から翌年三月三十一日まで」とあるのは、「平成二十年十月一日から平成二十一年三月三十一日まで」とする。

**第三十二条** 附則第二十四条第一項の規定により転換後の法人が受ける設立の登記については、財務省令で定めるところにより登記を受ける場合に、登録免許税(認可転換計画に定められた附則第四条第一項第七号に掲げる事項についての定めに従い転換前の法人の出資者に対する割り当てられた株式に対応する資本金の額に係る部分に限る。)を課さない。

2 転換に伴い転換後の法人が有する不動産の所有権又は商標権に係る権利者の名称の変更の登記又は登録及び転換前の法人を債権者とする担保権に

1 附則第七条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は書類の贈本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

2 附則第九条第二項又は第五項の規定に違反して転換を行つたとき。

3 附則第二十四条の規定による転換の登記を怠つたとき。

4 この法律の規定による転換に関する公告若しくは通知をすることを怠つたとき、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

5 官庁に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

**第三十三条** 附則第三条から前条まで及び第三十六条に規定するもののほか、転換の認可の申請の方法その他転換に関し必要な事項は、政令で定める。

四 この法律の規定による転換に関する公告若しくは通知をすることを怠つたとき、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

五 官庁に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

**第三十四条** 転換前の法人が転換をしたときは、(過料に処すべき行為)

**第三十五条** 転換前の法人が転換をしたときは、(過料に処すべき行為)

**第三十六条** 転換前の法人が転換をしたときは、(過料に処すべき行為)

**第三十七条** 転換前の法人が転換をしたときは、(過料に処すべき行為)

**第三十八条** 転換前の法人が転換をしたときは、(過料に処すべき行為)

**第三十九条** 転換前の法人の理事長、副理事長、理事若しくは監事又は転換後の法人の取締役、徴収若しくは監事であるときは、その職務を行うべき社員、監査役若しくは執行役は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。

ついてする当該債権者の表示の変更の登記又は登録については、登録免許税を課さない。

律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとなす。

三 第一条中金融商品取引法第三十一条の四の改正規定、同法第三十六条に四項を加える改正規定、同法第五十条の「第四項」の改正規定（又は第三項）を「第三項又は第四項」に

十三条の二第一項第三号の改正規定（「金融商品取引法」の下に「昭和二十三年法律第二百五号」）を加える部分に限る。）、同法第二百条の二の次に一条を加える改正規定、同法

第三十三條 転換後の法人は、第二十二条第四項  
第十二号の業務に関しては、商法等の一部を改  
正する法律（平成十三年法律第二百二十八号）附  
則第七条第一項の規定によりなお從前の例によ  
ることとされた新株引受権付社債に係る同法に  
よる改正前の商法（明治三十二年法律第四十八  
号）第三百四十四条ノ十六第一項の払込みの取  
扱いについて、この法律の施行後においても、  
銀行にてナ。

まゝ並前づ列こ太る。

(商工組合中央金庫法の廃止)  
**第三十四条** 商工組合中央金庫法は、廃止する。  
(事業年度に関する経過措置)  
**第三十五条** 転換前の法人の事業年度は、施行日

律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定め  
る。

の前日に終了したものとみなす。  
株式会社商工組合中央金庫の最初の事業年度  
は、第四十一条の規定にかかるらず、平成二十  
年十月一日に始まり、平成二十一年三月三十  
日に終わるものとする。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(商工債に関する経過措置)  
三十一条 日去第十三条の規定により施行され  
る。

列ニシテ。

第三十一条 法律第三十一条の規定に依る發行された商工債は、第三十三条の規定により発行された商工債とみなす。ただし、会社法第四編第六章及び株式等の振替に関する法律第八十五条及び第八十六条の規定は、適用しない。

附 則 (平成二六年二月〇日法律第  
一六五号) 抄

短期商工債（旧法第三十三条ノ二）に規定する短期商工債をいう。以下同じ。）については、旧法及びこれに基づく命令の規定は、なお効力を有する。

附則（平成二〇年六月一三日法律第六号）  
抄  
(施行期日)

(処分等に関する経過措置)  
**百八条** この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

**第四十二条** 政府は、この法律の施行後五年以内









の二十の十八第二項並びに第百五十六条の二  
十五第二項の改正規定並びに同法附則第三条  
の一及び第三条の三第四項の改正規定、第二  
条の規定、第五条中農業協同組合法第十二条  
の六十六第一項、第九十二条の三第一項及び  
第九十二条の五の九第二項の改正規定、第六  
条中水産業協同組合法第八十七条の二第一  
項、第一百七条第一項及び第百十七条第二項の  
改正規定、第七条中協同組合による金融事業  
に関する法律第四条の四第一項、第六条の四  
及び第六条の五の十第二項の改正規定、第八  
条中投資信託及び投資法人に関する法律第九  
十八条第五号、第一百条第五号及び第百三十六  
条第一項の改正規定、第九条中信用金庫法第  
五十四条の二十三第一項、第八十五条の二の四  
及び第八十九条第十項の改正規定、第十条中  
長期信用銀行法第十三条の二第一項及び第  
十六条の七の改正規定、第十一条中労働金庫  
法第五十八条の五第一項、第八十九条の四及  
び第九十条第六項の改正規定、第十二条中  
銀行法第十六条の二第一項、第五十二条の五  
十二第六号、第五十二条の六十の二第一項及  
び第五十二条の六十一の五第一項の改正規  
定、第十四条中保険業法第一百六条第一項、第  
二百七十二条の四第一項、第二百七十二条的  
三十三第一項、第二百七十九条第一項、第二  
百八十条第一項、第一百八十九条第一項及び  
第二百九十条第一項の改正規定、第十五条中  
資産の流動化に関する法律第七十七条第一項の  
改正規定、第十七条中農林中央金庫法第五  
四条第三項、第七十一条第一項、第九十五条  
の三第一項及び第九十五条の五の十第二項の  
改正規定並びに第十九条中株式会社商工組合  
中央金庫法第二十一条第三項、第三十九条第  
一項及び第六十条の六第一項の改正規定並び  
に附則第十四条から第十七条まで第二十三  
条第一項、第三十三条、第三十七条から第三  
十九条まで及び第四十一条第三項、第四十三  
条の規定、附則第四十四条中登録免許税法  
(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第一  
四十八号の改正規定並びに附則第四十五条か  
ら第四十八条まで、第五十二条、第五十四  
条、第五十五条、第五十八条から第六十三条  
まで及び第六十五条の規定、公布の日から起  
算して三月を超えない範囲内において政令で  
定める日

同法第二十四条の四の七及び第二十四条第二項の改正規定、  
の人の削る改正規定並びに同法第二十四条の四  
五第一項から第三項まで及び第十三項、第二  
十五条第一項から第四項まで及び第六項、第  
二十七条、第二十七条の三十の二、第二十七  
条の三十の六第一項、第二十七条の三十の  
十、第二十七条の三十二第一項、第二十七条  
の三十四、第五十七条の二第二項及び第五  
項、第一百六十六条第四項及び第五項、第一百  
十二条の三第一項及び第二項、第一百七十二条  
の四第二項、第一百七十二条の十二第一項、第  
百七十八条第十項及び第十一項、第一百八十五  
条の七第四項から第七項まで、第十四項、第  
十五項及び第三十一項、第一百九十七条の二第  
二号、第六号及び第七号、第一百条第一号  
第五号及び第六号並びに第二百九条第三号か  
ら第五号までの改正規定並びに次条から附則  
第四条まで及び第六十七条の規定 令和六年  
四月一日

用環境の整備等に関する法律第百四十三条第三号の改正規定、同条第五号の次に一号を加える改正規定、同法第三十一条第二項の改正規定、規定及び同法第三十二条第一項の改正規定、第四条（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条第四項の改正規定を除く。）、第五条（農業協同組合法第九十二条の五の八第六項の改正規定及び第二号に掲げる改正規定を除く。）及び第六条（水産業協同組合法第百十六条第六項の改正規定及び第二号に掲げる改正規定を除く。）の規定、第七条中協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一第一項の改正規定（「に対する誠実義務」を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）の規定並びに同法第十条の二の五第四号及び第五号の改正規定、第八条（投資信託及び投資法人に関する法律第百九十七条の改正規定及び第二号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに同法第十八条の二の二第一項の改正規定（「に対する誠実義務」を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」に改める部分及び「利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）、同条第二項の改正規定並びに同法第十九条中信用金庫法第八十九条の二第一項の改正規定（「に対する誠実義務」を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）、同法第九十条の四の五第四号及び第五号の改正規定、第十条中長期信用銀行法第十七条の二の改正規定（「に対する誠実義務」を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）並びに同法第二十五条の二の四第三号及び第四号の改正規定、第十一条中労働金庫法第九十四条の二の改正規定（「に対する誠実義務」を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）

体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改めると、対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)並びに同法第一百条の四の五第四号及び第五号の改正規定、第十二条中銀行法第十三条の四の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「ない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)、同法第五十二条の二の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)、同法第五十二条の四十五の二の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)、同法第五十二条の六十の十七の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)並びに同法第六十三条の二の五第三号及び第四号の改正規定、第十四条中保険業法第九十九条第八項の改正規定、同法第一百条の五の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、同条第三項の改正規定、同条の二の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)並びに同法第六十三条の二の五第三号及び第四号の改正規定、第十四条中保険業法第九十九条第八項の改正規定、同法第一百条の五の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、同条第三項の改正規定、同条の二の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)

示一」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)並びに同法第三百五十四条及び第五号、第三百十六条の二第二号、第三百一十七条の二第八号並びに第三百十九号第四号から第六号まで及び第十二号の改正規定、第十六条の規定、第十七条中農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七、第九十五条の五並びに第九十九条の二の五第三号及び第四号の改正規定、第十八条(信託業法第二十四条の二の改正規定(ニに対する誠実義務)を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分に限る。)を除く。)の規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条、第五十六条第五項並びに第七十四条第三号及び第四号の改正規定並びに附則第九条、第十八条から第二十二条まで、第二十三条(第一項を除く。)、第二十四条から第三十三条まで、第三十五条、第三十六条及び第五十七条の規定(公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

**第六十七条** この法律(附則第一条第二号及び第四号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされた場合における第三号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第六十八条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

**第六十九条** 政府は、この法律の施行後五年を用途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要がある

ると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### 号)抄

**附 則 (令和六年五月二二日法律第三二号)**

#### 第一 (施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 二 附則第十八条の規定(公布の日)

第一条中金融商品取引法第二条第八項第十号イ及び第三十条第一項の改正規定、同法第三十一条に一項を加える改正規定、同法第二百一条第一号の改正規定並びに同法第二百五条の二の三第一号の改正規定(第三十一条若しくは第三項)を「第三十一条第一項、第三項若しくは第七項」に改める部分に限る。)並びに附則第十七条の規定(公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

#### (罰則に関する経過措置)

**第十七条** この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為及びに附則第三条、第四条及び第六条の規定によりなお従前の例によることとされた場合における第三号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### (政令への委任)

**第十八条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。